

2024年度 第2回明石市社会福祉審議会

日 時：2025年(令和7年)2月17日(月)14:00～

場 所：明石市役所議会棟 2階 大会議室

次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 第3期明石市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- (2) 新たな「こども第三の居場所」の設置について
- (3) 明石市社会的養育推進計画の改定について
- (4) (仮称)明石市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (5) 第5次地域福祉計画の策定について
- (6) 各専門分科会の活動報告

3 その他

4 閉 会

明石市社会福祉審議会 委員名簿

2025年2月17日現在

団体名等	役職名等	氏名
明石市連合まちづくり協議会	副会長	大野 美代子
明石市民生児童委員協議会	副会長	坂 文子
	主任児童委員部会長	河田 久美
明石市高年クラブ連合会	会長	河村 春喜
明石市障害当事者等団体連絡協議会	会長	四方 成之
明石障がい者地域生活ケアネットワーク	理事長	飯塚 由美子
明石市社会福祉法人連絡協議会	会長	多田 佳史
明石市保健福祉施設協会	副会長	横山 光昭
明石市医師会	消化器内科医	吉田 俊一
明石市歯科医師会	理事	田中 秀幸
兵庫県精神保健福祉士協会	会長代理	佃 正信
明石市ボランティア連絡会	相談役	坂口 逸子
西明石サポーターリングファミリー	代表	松本 茂子
明石市立小・養護学校長会	清水小学校長	伊東 幸治
明石市立中学校長会	衣川中学校長	小和 喜樹
明石市立幼稚園長会	朝霧幼稚園長	松本 優子
明石市立保育所長会	高丘保育所長	溜田 千織
神戸学院大学総合リハビリテーション学部	准教授	○水上 然
関西福祉大学	名誉教授	佐伯 文昭
甲南女子大学人間科学部総合子ども学科	教授	◎伊藤 篤
甲南女子大学（小児科医）	名誉教授（小児科医）	稲垣 由子
西神戸トラウマカウンセリングルーム	理事長	大上 律子
精神科医	精神科医	藤林 武史
浜田法律事務所	弁護士	前田 麻衣
明石市社会福祉協議会	地域支援課長	山形 匡則
こども財団	常務理事	永富 秀幸
NPO法人 居場所	理事長	阪田 憲二郎

※◎委員長 ○委員長職務代理

次 第 2 報 告 事 項

- (1) 第3期 明石市子ども・子育て支援事業
計画の策定について

社 会 福 祉 審 議 会 資 料
2025 年（令和 7 年）2 月 17 日
こども局子育て支援室こども政策課

第 3 期 明石市子ども・子育て支援事業計画の策定について

「第 3 期 明石市子ども・子育て支援事業計画（素案）」について、パブリックコメントを実施し、明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会でのご意見を踏まえ、計画案を取りまとめましたので、報告いたします。

1 第 3 期 明石市子ども・子育て支援事業計画について

（1）計画策定の趣旨等

本計画は、2020 年（令和 2 年）4 月に第 2 期計画を策定しました。今年度が同計画の最終年度になることから、第 3 期計画を策定する必要があります。

（2）計画案の概要（別紙「全体版・概要版」参照）

① 計画期間

2025 年（令和 7 年）度から 2029 年（令和 11 年）度の 5 年間

② 基本理念

「すべての子どもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援」

③ 計画の構成

第 1 章 計画の概要

第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第 3 章 計画の基本的な考え方

第 4 章 量の見込み及び確保方策

第 5 章 計画の進行管理

資料編 用語解説

2 意見募集（パブリックコメント）の実施

（1）募集期間

2024 年（令和 6 年）12 月 16 日から 2025 年（令和 7 年）1 月 15 日まで

（2）募集結果

募集期間中、2 名の方から計 4 件のご意見をいただきました。

（3）意見内容

- ① 図書館の近くの子どもたちは、多くの本やイベントに囲まれて幸せであるが江井島地区 にはない。江井島地区（少年自然の家の跡地利用）に図書館やイベントが出来る集会所の設置をしてほしい。
- ② 子育てのまち明石として、第 1 子から保育料の無償化をお願いしたい。安心して仕事復帰ができるようにこどもの年齢が上がっても確実に保育園入ることができるという環境を望む。

- ③ 大久保駅付近にもぜひ図書館を設けてほしい。こどもと活用してみたい。
- ④ 出産後、各地域に子育て支援センターがあると知り、有難いと感じる。ぜひ、今後も運営し続けてほしい。おむつ定期便も楽しみにしている。

3 周知について

本年3月末に計画を策定し、公表する予定です。

- ・市ホームページへの掲載
- ・広報あかしへの掲載
- ・データによる関係団体への配付

次 第 2 報 告 事 項

(2) 新たな「こども第三の居場所」の設置 について

新たな「こども第三の居場所」の設置について

本市では、学校でも家庭でもない、第三のこどもの居場所づくりを行うため、こどもの居場所づくり事業として、令和3年9月から「あかしフリースペース☆トロッコ」(以下、「トロッコ」という。)を明石市東部エリア(天文町)に設置し、運営を行っています。

このたび、明石市西部エリア(魚住地域)に2か所目となる「こども第三の居場所」を設置いたしましたので、以下のとおり報告します。

1 施設名称

(1) 「あかしフリースペース ここのば」

※こどもたちの心を受け止め、個々(ここ)のこどもたちに向き合い、一人ひとり輝くそんな場にしていきたいという願いを込めている。

(2) こども若者交流施設「あかしユースポート」

※ユース(若者)+ポート(港)からくるネーミングで、様々な若者同士や大人との出会いや経験を共有する場所となるような願いを込めている。

2 開設日時

(1) 「あかしフリースペース ここのば」

2025 年 (令和 7 年) 1 月 27 日 (月)

(2) こども若者交流施設「あかしユースポート」

2025 年 (令和 7 年) 4 月 1 日 (火) (予定)

3 場 所

J A兵庫南トータルサポートセンター3階
(明石市魚住町西岡 500 番地の2)

4 運営法人

特定非営利活動法人ブレインヒューマニティ
(理事長 松本 学)

5 施設定員

「あかしフリースペース ここのば」
30 名(「トロッコ」と同規模)程度

6 運営内容

(1) 「あかしフリースペース ここのば」

「トロッコ」と同様に、様々な理由で学校になじめない小学校1年生から高校3年生までのこどもに対して、安心して学び、過ごし、健やかな成長が出来る居場所の提供を行います。

(2) こども若者交流施設「あかしユースポート」

こども・若者が自由に交流したり、音楽・学習・イベントなど、多様な活動ができるユーススペースを目指していきます。



次 第 2 報 告 事 項

(3) 明石市社会的養育推進計画の改定に ついて

明石市社会的養育推進計画の改定について

「明石市社会的養育推進計画（素案）」について、パブリックコメントを実施し、明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会や社会的養護部会でのご意見を踏まえ、計画案を取りまとめましたので、報告いたします。

1 明石市社会的養育推進計画について

（1）計画改定の趣旨等

本市における今後5年間の社会的養育の総合的な計画として行政、関係機関、さらには市民がこれを共有し、実施体制の整備及び養育の質の向上を着実に図っていくために改定するものです。

（2）計画案の概要（別紙参照）

① 計画期間

2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間

② 計画の構成

- (1) 明石市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (3) 明石市における総合的な子ども支援
- (4) 支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組
- (5) 各年度における代替養育を必要とする子ども数等の見込み
- (6) 一時保護中の子どもの生活・支援の充実に向けた取組
- (7) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
- (8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- (9) 社会的養育推進のための施設との連携
- (10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (11) 明石こどもセンターの運営（児童相談所の強化等に向けた取組）

2 意見募集（パブリックコメント）の実施及びその他の意見反映

2024年（令和6年）12月16日から2025年（令和7年）1月15日の期間で意見募集（パブリックコメント）を実施した結果、本計画にかかるご意見はありませんでした。

また、ワークショップやアンケート等で聴き取った子どもの意見については、計画の巻末に資料として記載します。

3 周知について

本年3月末に計画を改定し、公表する予定です。

- ・市ホームページへの掲載
- ・広報あかしへの掲載
- ・各種関係機関への配付

次 第 2 報 告 事 項

- (4) (仮称) 明石市一時保護施設の設備及び
運営に関する基準を定める条例の制定に
ついて

（仮称）明石市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 制定の目的

児童福祉法の一部改正により児童相談所設置市が定めることとされた一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定しようとするものです。

2 条例の概要

（1）条例で定める基準

- ① 一時保護施設の一般原則
- ② 一時保護施設に必要な設備に関する基準
- ③ 職員の職種、資格及び員数に関する基準
- ④ 一時保護施設の運営に関する基準

（2）基準の考え方

各基準について、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「省令」という。）に準拠するものとします。

ただし、「一時保護施設に入所した児童の通学の支援その他必要な措置」（第14条第3項関係）は、国の基準に加えて、本市独自の内容として規定します。

第14条（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学支援その他の必要な措置を講じなければならない。

【独自に追加する内容】

省令では、幼稚園を除くこととされていますが、幼稚園に在籍している児童についても可能な限り通園できるよう取り組むとともに、努力義務ではなく、責務として規定することで、通学支援に係る本市の取組姿勢を明確にし、さらなる推進を図ります。

3 これまでの検討経過

2024年10月 アンケート調査の実施（施設措置・里親委託中の児童対象）

11月 社会福祉審議会への意見聴取（こどもの権利擁護部会・社会的養護部会）
「こどもの意見を聴く会」の開催（一時保護所 入所児童対象）

<意見等>

アンケート調査	<p>①一時保護所の生活で満足していたこと、うれしかったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事がおいしかった。 ・保護所の先生が優しく話を聞いてくれた。 ・規則正しい生活をする事ができた。 <p>②一時保護所の生活で不満だったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護所の外に出る機会が少なかった。 <p>③学校に通っていたことについてどう思いましたか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校に通えてうれしかった。友達や先生と会えてうれしかった。
こどもの権利擁護部会	<ul style="list-style-type: none"> ・通学支援について、努力義務に止まらず、児童が拒否している等特別な事情がある場合を除き通学する権利を最大限保障する旨を明記することが望ましい。 ・明石市が全国に先駆けて取り組んでいる権利擁護の仕組みは、条例に明記することが望ましい。
こどもの意見を聴く会	<p>「食事はおいしい」「よく眠れている」「本が沢山あるのはよい。もっと種類を増やして欲しい」「学校は楽しい」「希望を伝えても叶わないのではないかな」などの意見があった。</p> <p>(参加児童に対する意見のフィードバックを実施済)</p>

4 パブリックコメントの実施結果

- ① 実施期間 2024年(令和6年)12月16日～2025年(令和7年)1月15日
- ② 意見数及び内容 意見はありませんでした。

5 今後のスケジュール

時期	会議等	内容
2025年2月	児童福祉専門分科会	パブリックコメント結果報告等
	社会的養護部会 社会福祉審議会	
3月	3月議会	条例案の提案

6 施行期日

2025年(令和7年)4月1日

次 第 2 報 告 事 項

(5) 第5次地域福祉計画の策定について

第5次地域福祉計画の策定について

現計画の最終年度となる2025年度は、2026年度からの福祉施策の方向性等を示す第5次地域福祉計画の策定に着手し、「将来にわたり誰もが安心して住みたい、住み続けたと思うまちの実現」を目指し取り組んでいきます。

1 計画の位置付け・期間

(1) 計画の位置付け

① 法令の根拠

- ・社会福祉法第107条 2018年4月の改正により福祉分野の上位計画に位置付け。

② 関連計画との関係

- ・あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)のまちづくりの方向性を反映し、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進する計画。
 - ・「高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画」「障害福祉推進計画」「子ども・子育て支援事業計画」「あかし健康プラン21」「自殺対策計画」等、関連する計画に共通する事項を盛り込むことで福祉分野の上位計画として位置付ける。
 - ・「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」「地方再犯防止推進計画」を包含する。
- ③ 明石市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的な策定を行う。

(2) 計画期間

あかしSDGs後期戦略計画との調和を図る観点から、2026年度から2030年度までの5年間とする。なお、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して、計画の見直しを行う。

2 計画策定の基本姿勢

(1) 第1次～第4次地域福祉計画を踏まえた本市の実情に応じた計画

(2) 国から示された「地域福祉計画の策定ガイドライン」、兵庫県が策定した「地域福祉支援計画」等を踏まえ策定

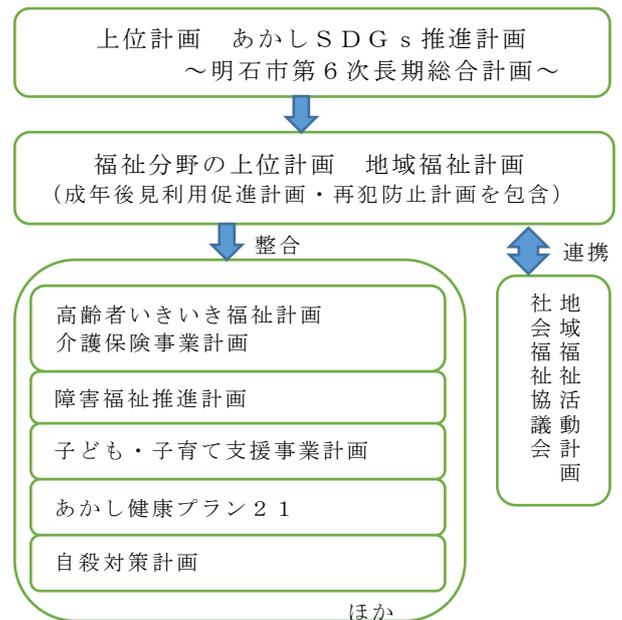
(3) あかしSDGs推進計画及びあかしSDGs後期戦略計画(令和7年度策定予定)に沿うとともに、他の関連計画との整合を図り策定

(4) 市民や関係団体等からの意見を踏まえて策定

3 計画策定の体制

(1) 計画策定組織について

「明石市社会福祉審議会」において、市が作成する素案に対する意見、提言等をいただく。



(2) 庁内体制

明石市地域福祉計画推進会議

役割：計画の総括、計画案の策定

構成：福祉局、こども局、市民生活局等職員、市社協職員

(3) 事務局

役割：市民・地域ニーズの収集、関係機関との調整等

構成：福祉局地域共生社会室地域福祉担当、地域福祉計画策定アドバイザー

4 計画に盛り込むべき事項

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

(3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
(コミュニティ組織と地域福祉団体の連携強化)

(4) 重層的支援の推進に関する事項
(市と市社協の協働による福祉関係職員の人材育成)

5 スケジュール

年	月	策定に係る会議等	意見聴取等
令和7年	2月	社会福祉審議会 ・次期計画の策定について	
	3月	市社協と調整 (ニーズ調査)	
	4月	学識者と調整 市社協と調整 庁内協議	ニーズ調査 (アンケート調査等)
	5月	市社協と調整 社会福祉審議会 ・計画の構成、骨子等について	
	6月	文教厚生常任委員会報告 ・計画の策定について 市社協と調整	意見交換 (ワークショップ等)
	7月		
	8月	庁内協議	
	9月		
	10月	市社協と調整 社会福祉審議会 ・計画素案について	
	11月		
令和8年	12月	文教厚生常任委員会報告 ・計画素案について	パブリックコメント募集
	1月	市社協と調整 庁内協議	
	2月	社会福祉審議会 ・計画最終案について	
	3月	文教厚生常任委員会報告 ・計画最終案について 計画の公表	

次 第 2 報 告 事 項

(6) 各専門分科会の活動報告

**民生委員審査専門分科会
2024年度(令和6年度)の開催状況・議事概要について**

本分科会では、区域担当民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の適否の審査に関する事項の調査審議を行っています。今年度は3回実施予定としており、詳細は下記のとおりです。

1 民生委員審査専門分科会 開催状況

開催回	開催年月日等	開催内容
第1回	R6.6.26(水) 10:00~10:55 市役所本庁舎804会議室 委員7名出席	専門分科会長及び会長職務代理者の選出 欠員補充に係る委員候補者の適否の審査 →令和6年8月1日委嘱予定の候補者5名(衣川地区2名、望海地区1名、高丘地区2名)を適任として、国に推薦することに決定。
第2回	R6.10.23(水) 9:55~10:35 市役所議会棟第2委員会室 委員5名出席	欠員補充に係る委員候補者の適否の審査 →令和6年12月1日委嘱予定の候補者3名(魚住地区2名、二見地区1名)を適任として、国に推薦することに決定。
第3回 (予定)	R7.2.19(水) 10:00~ 市役所本庁舎804会議室	欠員補充に係る委員候補者の適否の審査 →令和7年4月1日委嘱予定の候補者3名(朝霧地区1名、野々池地区1名、江井島地区1名)の審査を予定。

2 定数と委嘱状況(令和6年12月1日現在)

	定数	委嘱状況	備考
区域担当民生委員・児童委員	386名	371名	欠員15名
主任児童委員	29名	29名	—
合計	415名	400名	欠員15名

2024年度（令和6年度）明石市障害者福祉専門分科会開催状況について

障害者福祉専門分科会は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議します。また、同分科会に設置された審査部会は、医師である委員・臨時委員が、身体障害者手帳交付のための障害程度の審査と身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関する意見付与を行うため、年6回持ち回りにより開催されています。

2024年度（令和6年度）の審査部会は、前年度と同様に基本的に持ち回り・書面開催併用で行っており、各会議の開催状況は次の通りです。

【審査部会】

[第1回審査部会]（書面開催）

開催期間：2024年（令和6年）5月1日～5月20日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・6件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・1件

（障害部位別内訳）

肢体不自由4件、呼吸器障害2件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・6件

[第2回審査部会]（書面開催）

開催期間：2024年（令和6年）7月1日～7月17日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・12件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・1件

（障害部位別内訳）

肢体不自由7件、心臓機能障害1件、呼吸器機能障害4件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・2件

[第3回審査部会]（書面開催）

開催期間：2024年（令和6年）8月27日～9月5日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・4件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・0件

（障害部位別内訳）

肢体不自由4件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・3件

[第4回審査部会] (書面開催)

開催期間：2024年(令和6年)11月1日～11月14日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・10件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・0件

(障害部位別内訳)

肢体不自由4件、聴覚障害1件、呼吸器機能障害5件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・1件

[第5回審査部会] (書面開催)

開催期間：2024年(令和6年)12月24日～2025年(令和7年)1月23日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・8件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・0件

(障害部位別内訳)

肢体不自由7件、呼吸器機能障害1件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・1件

以上

2024年度(令和6年度)児童福祉専門分科会の開催状況について

2024年度(令和7年2月末まで)に開催または開催予定の児童福祉専門分科会につきましては、下記のとおりです。

【第1回】

日 時：2024年(令和6年)7月30日(火)14時00分～15時20分
場 所：明石市役所議会棟2階大会議室
内 容：第3期明石市子ども・子育て支援事業計画の策定について

【第2回】

日 時：2024年(令和6年)9月24日(火)14時00分～15時40分
場 所：パピオスあかし5階あかしこども広場多目的ルーム
内 容：第3期明石市子ども・子育て支援事業計画の策定について

【第3回】

日 時：2024年(令和6年)10月28日(月)14時00分～16時00分
場 所：明石市役所議会棟2階大会議室
内 容：①第3期明石市子ども・子育て支援事業計画の策定について
②明石市社会的養育推進計画の改定について

【第4回】

日 時：2025年(令和7年)2月10日(月)14時00分～16時00分
場 所：明石市役所議会棟2階大会議室
内 容：①第3期明石市子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントの結果報告、概要版及び最終案について
②明石市社会的養育推進計画のパブリックコメントの結果報告及び最終案について

児童福祉専門分科会保育所等認可部会の開催実績について

令和 6 年度（令和 7 年 1 月末まで）に開催した保育所等認可部会につきましては、下記の通りです。

1 保育所等認可部会 開催実績

開催回	開催年月日	開催内容
第 1 回	令和 6 年 8 月 28 日(水)	1 児童福祉施設等の認可・認定にかかる意見聴取 ・認可保育所から保育所型認定こども園への移行 1 件 ・保育所型認定こども園（新設） 1 件 ・小規模保育事業所（新設） 2 件
第 2 回	令和 7 年 1 月 22 日(水)	1 児童福祉施設等の認可・認定にかかる意見聴取 ・小規模保育事業所（新設） 2 件

2 保育施設別の意見聴取件数（令和 7 年 1 月末まで）

（特記の無いものは令和 7 年 4 月 1 日開園予定）

・保育所型認定こども園	2 件
・小規模保育事業所	4 件
※うち 1 件は令和 6 年 12 月 1 日開園	
※うち 1 件は令和 7 年 7 月 1 日開園予定	
合 計	6 件

児童福祉専門分科会 社会的養護部会について

児童福祉専門分科会 社会的養護部会の開催状況等について、報告いたします。

第1回

日時：2024年8月28日(水) 14時00分～16時40分

場所：オンライン開催

内容：① 審議事項

- ・里親の認定について(4件)

② 報告事項

- ・明石市社会的養育推進計画の改定について

第2回

日時：2024年11月21日(木) 14時00分～16時15分

場所：明石こどもセンター 大会議室(オンライン併用)

内容：① 審議事項

- ・里親の認定について(2件)

- ・明石市社会的養育推進計画の改定(素案)について

② 報告事項

- ・児童福祉法第28条の申立について(1件)

- ・(仮称)明石市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第3回(予定)

日時：2025年2月6日(木) 15時00分～17時00分

場所：明石こどもセンター 大会議室(オンライン併用)

内容：① 審議事項

- ・里親の認定について(2件)

- ・明石市社会的養育推進計画の改定について

② 報告事項

- ・(仮称)明石市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- ・里親登録の更新について

以上

児童福祉専門分科会 こどもの権利擁護部会について

児童福祉専門分科会 こどもの権利擁護部会の開催状況について、報告いたします。

第 1 回

日時：2024 年 8 月 22 日（木） 17 時 40 分～18 時 40 分

場所：オンライン開催

- 内容：① ケースの状況確認について
② 調査ケースの振返りについて
③ その他

第 2 回

日時：2024 年 11 月 5 日（火） 17 時 40 分～18 時 40 分

場所：オンライン開催

- 内容：① ケースの状況確認について
② こどもセンター・意見表明支援員経験者との意見交換会のテーマについて
③ （仮称）一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
④ 年末年始の連休対応について
⑤ その他

第 3 回

日時：2025 年 1 月 30 日（木） 17 時 40 分～18 時 40 分

場所：オンライン開催

- 内容：① ケースの状況確認について
② 面会後のフィードバックとケース概要（一時保護の経緯や保護継続の理由等）の聴き取りについて
③ （仮称）一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
④ その他

以 上

高齢者福祉専門分科会
2024年度(令和6年度)の開催状況・議事概要について

高齢者福祉専門分科会の開催状況等について、下記の通り報告いたします。

記

1 高齢者福祉専門分科会開催状況

(1) 日時

2025年(令和7年)2月17日(金) 10時30分～

(2) 場所

明石市役所議会棟 第2委員会室

(3) 内容

- 専門分科会長及び副会長の選任
- 事業計画に基づく施策の推進状況と今後の取組について
 - ・明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画進捗確認
 - ・施策の推進状況と今後の取組
 - ・高齢者施設の整備予定、定員等について
- 高齢者福祉に関する新年度施策について

2 2025年度(令和7年度)開催予定

(1) 日時 2026年(令和8年)2月予定

(2) 場所 未定

(3) 内容 第9期事業計画に基づく施策の推進状況と今後の取組等について
第10期事業計画の策定について